

3 令和5年度蚊媒介感染症対策案について

1 定点モニタリング

本県では、厚生労働省が平成27年4月に策定した「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」を踏まえ、平成28年4月に「宮崎県蚊媒介感染症対策行動計画」（以下「計画」という。）を策定した。

当該計画に基づき蚊の生息状況、海外からの訪問者数等を勘案し、協議の上モニタリング調査地点を決定し、調査を実施するが、実施するにあたっては、「宮崎県蚊のモニタリング調査実施要領」（平成28年5月9日福祉保健部定め。平成30年5月22日最終改正。）に基づき実施することとしている。

県は、この調査結果に基づき、媒介蚊の駆除や県民に対する注意喚起を実施する。

(1) 目的

蚊の生息状況及びデングウイルス等の保有状況を調査することで、県内での蚊媒介感染症の発生及びまん延の防止に役立てることを目的とする。

(2) 頻度

令和5年6月から9月までの4か月間、毎月1回を目途に計4回実施。

実施する時間帯は、午後4時から午後5時の間に実施。

(3) 調査方法

実施地点ごとに2名×2か所の計4か所でヒト囷法により採取する。

(4) 検査項目

蚊の数、種類、性別、

ウイルス（デングウイルス、ジカウイルス、チクングニアウイルス）保有状況

(5) モニタリング地点

以下の3地点で実施。

① 早水公園 ② 高千穂神社 ③ 宮崎市中央公園

(6) その他

令和5年5月に保健所職員に対する知識・技術研修を実施。

2 県民への啓発

リーフレット・啓発資材等を作成し、保健所を通して地域住民へ配布するほか、様々な機会において蚊の駆除方法、防除方法の啓発を行う。

3 宮崎県蚊媒介感染症対策会議

次年度以降、本県においても海外からの来県者が増加し、蚊媒介感染症発生のリスクの高まりが予想されるため、本対策会議において対策の検討等を行う。